（別紙）

８つくば産第 470 号
令和８年（2026 年）10 月５日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

つくば市長　五　十　嵐　立　青
（公　印　省　略）

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年６月 18 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第８条第１項の規定により意見を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
名　称　（仮称）つくば市陣場複合施設
所在地　つくば市島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業Ｅ28 街区１画地

２　届出者
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
アドバンスホールディングス株式会社
代表取締役　佐藤　孝
住所
龍ケ崎市久保台二丁目２番地１



３　意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
（１）①駐車需要の充足等交通に係る事項 イ　駐車場の位置及び構造等 ｱ）　効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置	E-1 出入口について、「７つくば道管施第 181 号」で許可している道路法 24 条の許可図面では出入口幅が 7.0ｍであるのに対し、本件の届出図面では 8.0ｍであるため、変更がある場合には、道路工事等施行変更承認申請を提出すること。	・車両の出入りに伴う衝突事故を防ぐため。 ・許可内容と異なるため。
（１）②歩行者の通行の利便の確保等	西側の歩道に面した出入口２か所については、出入口両端部に車止めを設置すること。	・車両の歩道への侵入を防ぎ、歩行者の安全を確保するため。